

岡山県グリーン購入対策会議設置要綱

(設置)

第1条 再生品等の使用の促進を図るための対策を調査、審議するため、岡山県グリーン購入対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項について、調査、審議するものとする。

- (1) 岡山県循環型社会形成推進条例（以下「条例」という。）に基づく再生品使用促進指針の策定に関する事。
- (2) 条例に基づく岡山県エコ製品の認定基準に関する事。
- (3) 条例に基づく岡山県エコ製品の認定審査に関する事。
- (4) 県、市町村における再生品等の調達等の推進に関する事。
- (5) 県、市町村の公共事業への再生品等の使用の推進に関する事。
- (6) 前5号に掲げるもののほか再生品等の使用促進対策に関する事。

(組織等)

第3条 対策会議は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、それぞれ一人以上を知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済・産業・労働団体
- (3) 消費生活団体
- (4) 市町村団体

3 委員の任期は2年とする。ただし現委員の任期中に新たに委員となった者の任期は、現委員の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 対策会議に会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選により定める。

6 会長は、対策会議を代表し、会務を総理する。

7 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 対策会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

第5条 対策会議の会議は、会長が認め、事前に委員の了承を受けた場合には、書面による開催とすることができる。

(幹事会)

第6条 対策会議の調査、審議すべき事項について、会長の指示を受け調査し、検討を行うため、対策会議に幹事会を置く。

2 幹事会の座長は、環境文化部長をもって充てる。

3 幹事会の幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 幹事会は、座長が招集する。

5 幹事会は、座長が認め、会長の了承を受けた場合には、書面による開催とすることができる。

6 その他幹事会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(意見聴取)

第7条 対策会議は、必要に応じて関係者からの意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 対策会議の庶務は、県循環型社会推進課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成14年5月1日から施行する。

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

環境文化部	環境企画課長
〃	循環型社会推進課長
〃	環境保健センター次長（企画情報室長）
産業労働部	産業振興課長
〃	工業技術センター素材開発部長
農林水産部	参事（農林技術担当）
〃	農産課長
〃	農林水産総合センター農業研究所環境研究室長
土木部	技術管理課長
出納局	用度課長